

滋賀医科大学医学部附属病院放射線障害予防規程

平成 16 年 4 月 1 日制定

平成 25 年 12 月 17 日改正

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号。以下「防止法」という。）第 21 条第 1 項の規定及び電離放射線障害防止規則（以下「電離規則」という。）並びにその他の関係法令の定めるところに従い、滋賀医科大学医学部附属病院（以下「附属病院」という。）における放射性同位元素等の取扱い等を規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、もって附属病院内外の安全を確保するとともに、附属病院職員等の健康を保持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程は、防止法第 21 条に規定する放射線障害予防規程である。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放射性同位元素等 放射性同位元素，放射線を発生する装置，機器及び放射性同位元素装備機器をいう。
- (2) 施設の長 病院長をいう。
- (3) 放射線業務従事者 放射性同位元素等の取扱い，管理又はこれに付随する業務（以下「取扱等業務」という。）に従事する者であつて，管理区域に立入る者をいう。

第 2 章 管 理 組 織

(放射線取扱主任者等)

第 3 条 放射性同位元素等の取扱い及び放射線障害の防止について指導，監督を行わせるため，次に掲げる施設区分ごとに放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を置く。

- (1) 高エネルギー放射線治療施設
- (2) 輸血部血液照射施設
- (3) 密封小線源永久刺入治療室
- (4) PETCT 室

2 主任者は、防止法第 34 条に規定する放射線取扱主任者の資格を有する本学職員のうちから学長が選任する。

- 3 選任された主任者は、防止法に定められた定期講習を受講しなければならない。
- 4 学長は、主任者が旅行、病気、その他の事故により、その職務を行うことができない場合は、放射線取扱主任者の資格を有する本学職員のうちから主任者の代理者を選任し、その期間中その職務を代行させるものとする。
- 5 ガンマ線透過写真撮影作業に係る放射線障害防止について指導、監督を行わせるため、学長は電離則第 52 条の 4 に定める資格を有する本学職員のうちからガンマ線透過写真撮影作業主任者を選任する。
- 6 前項により選任されたガンマ線透過写真撮影作業主任者について、第 4 項の規定を準用する。

(放射線取扱副主任者)

第 4 条 主任者の職務を補助させるため、放射線取扱副主任者（以下「副主任者」という。）を置くことができる。

- 2 副主任者は、学長が選任する。

(主任者の職務等)

第 5 条 主任者は、学長の命を受け、施設の長の指示のもとに、当該施設区分の放射線障害の防止に関する業務を統括するものとする。

- 2 主任者は、次の各号に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 放射線障害予防規程等の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく申請、届出及び報告の審査
- (4) 立入検査、施設検査、定期検査、定期確認等の立会い
- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 学長及び施設の長に対する意見の具申
- (7) 使用状況等及び放射線施設、帳簿、書類等の監査
- (8) 関係者への助言、勧告及び指示
- (9) 放射線安全委員会の開催の要求
- (10) その他放射線障害防止に関する必要事項

(施設の長の職務)

第 6 条 施設の長は、施設の維持、管理を統括するものとする。

- 2 施設の長は、放射線障害の防止及び施設の維持、管理に関して主任者の意見並びに医学部附属病院放射線安全委員会の指導、助言を尊重しなければならない。
- 3 施設の長は、主任者から報告のあった事項について、適切な措置を講ずるとともに、必要があると認める場合には、学長及び医学部附属病院放射線安全委員会に報告するものとする。

(医学部附属病院放射線安全委員会)

第 7 条 放射線障害の防止に関する重要事項を審議し、及びその適切な実施を期するた

め、滋賀医科大学医学部附属病院放射線安全委員会（以下「安全委員会」という。）を置く。

2 安全委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（調査、点検）

第8条 安全委員会は、定期的に施設の維持、管理の状況、放射性同位元素等の使用状況等、健康診断記録及びその他の関連記録類の調査及び点検を行わなければならない。

2 安全委員会は、高エネルギー放射線治療施設、輸血部血液照射施設、密封小線源永久刺入治療室及びPETCT室について、別表1に掲げる点検項目により、6月を超えない期間ごとに年2回以上の点検を実施し、その実施状況及び措置の内容を記帳しなければならない。

3 安全委員会は、第24条に規定する事故等の場合には、随時、調査及び点検を行うものとする。

4 安全委員会は、前項の調査、点検の結果に基づき、施設の長に対し指導、助言を行うとともに学長に報告するものとする。

第3章 管理区域、放射線業務従事者等

（管理区域の設定等）

第9条 放射性同位元素等を使用し、若しくは設置する施設（以下「使用施設」という。）、放射性同位元素を貯蔵する施設（以下「貯蔵施設」という。）又は、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物を廃棄する施設（以下「廃棄施設」という。）の新設又は改廃をしようとするときは、あらかじめその計画について安全委員会の承認を得なければならない。

2 防止法施行規則第1条第1項第1号に定める管理区域の設定又は改廃については、前項の規定を準用する。

（放射線業務従事者の登録）

第10条 放射線業務従事者として登録しようとする者は、あらかじめ本人が所属長の同意を得たうえで、当該施設区分の主任者に対し、所定の様式により登録の申請をしなければならない。

2 前項の申請をした者は、速やかに第18条第1項に規定する健康診断並びに第19条第1項に規定する教育及び訓練を受けなければならない。

3 主任者は、第18条第1項の健康診断により可とされた者で、かつ第19条第1項の教育及び訓練を受けた者に限り、安全委員会の承認を得たうえで登録するものとする。

4 前項の登録は、その年度内に限り有効とし、引き続き放射線業務従事者となる必要のある者は、その年度内の末日までに主任者に対し登録の更新を申請しなければならない。

5 主任者は、前項の申請をした者のうち第18条第1項の健康診断により可とされた者

で、かつ第 19 条第 2 項の教育及び訓練を受けた者に限り、安全委員会の承認を得て登録の更新をするものとする。

- 6 主任者は、前項までの規定に基づいて登録簿を作成し、これを保管するとともに施設の長にその写しを提出するものとする。
- 7 第 3 項又は第 5 項の登録が行われていない者は、取扱等業務に従事し、又は管理区域に立入ってはならない。ただし、見学等の目的で主任者又は副主任者の許可を受けて管理区域に一時的に立入る者はこの限りでない。
- 8 前項の規定にかかわらず、附属病院以外の者が放射性同位元素等の取扱等業務に従事しようとする場合、主任者は、本務先において必要な健康診断並びに教育及び訓練を受けていることを確認し、安全委員会の承認を得て登録することができる。
- 9 第 1 項及び第 4 項の登録申請書並びに第 6 項の登録簿の様式は、別に定める。

第 4 章 放射性同位元素等の使用等

(使用)

第 11 条 放射性同位元素等を使用する場合には、次の各号並びに主任者が指示する事項を厳守して線量をできる限り少なくするようにしなければならない。

- (1) 管理区域内の使用施設以外において使用しないこと。
 - (2) 管理区域への出入は所定の順路によること。
 - (3) 管理区域内の各施設は、常に整理し不必要な器具、什器類を持ち込まないこと。
 - (4) 管理区域内では、放射線測定器を所定の部位に装着すること。
 - (5) 特に被ばくするおそれのある作業を行う場合は、適切なしゃへい壁、その他の防護物を使用するとともに、線源からの距離の確保、作業時間の短縮等の処置をとることにより線量をできる限り少なくするよう努め、作業中はしばしば周辺の線量率を測定すること。
 - (6) 管理区域内で飲食、喫煙、化粧等放射性同位元素を体内に摂取するおそれのある行為を行わないこと。
 - (7) 経験の少ない者のみで作業しないこと。
 - (8) 施設区分ごとに定められた使用記録簿に所定の記録を行うこと。
 - (9) 管理区域内の各施設及び入口に掲示の注意事項を厳守のうえ入退室すること。
- 2 放射線発生装置及び 3.7 ギガベクレルを超える密封された放射性同位元素を使用する場合には、第 1 項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- (1) 管理区域に立入る場合には、あらかじめ主任者の許可を得るものとし、必ず安全を確認して入退室すること。また、インターロックの場合にも常に不測の事故を考慮すること。
 - (2) 管理区域内の使用施設及び操作室の汚染を避けるため、必要に応じて定められた

履物を用いること。

- (3) 照射を行うときは、あらかじめ照射施設内に必要以外の者がいないことを確認すること。
 - (4) 照射中は、当該施設の出入口に、照射中であることを明示する照射中灯を掲げること。
 - (5) 照射中及び非照射時の付近の線量率分布図を目につきやすいところに掲げること。
 - (6) 装置に装備されている放射性同位元素の種類及び数量検定年月日を目につきやすい所に掲げ、変更の都度書きかえること。
- 3 3.7 ギガベクレル以下の密封された放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を使用する場合には、第1項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。
- (1) 放射性同位元素の種類及び数量に応じ前項各号に掲げる事項を厳守すること。
 - (2) 放射性同位元素の漏洩が起こらないよう正常な条件で使用すること。
 - (3) 放射性同位元素の管理を適切に行い粉失、盗難及び漏洩等の異常が起こらないよう点検すること。
 - (4) 放射性同位元素装備機器から放射性同位元素を取り出す必要が生じた場合は、主任者の許可を受けること。

(購入及び譲渡・譲受)

第12条 放射性同位元素等の購入及び譲渡・譲受をしようとする場合には、あらかじめ所定の様式により当該施設区分の主任者の許可を受けなければならない。

(保管)

第13条 放射性同位元素を保管する場合には、次の各号並びに主任者が指示する事項を厳守しなければならない。

- (1) 放射性同位元素は、所定の貯蔵施設において保管すること。
- (2) 放射性同位元素の使用が終了したときは、速やかに所定の貯蔵施設に戻して保管すること。
- (3) 放射性同位元素を貯蔵施設に保管するときは、所定の用紙に保管日時、保管者名、種類及び数量等を記入すること。
- (4) 貯蔵施設から放射性同位元素を持出すときは、所定の用紙に持出日時、持出先、持出者氏名、種類及び数量等を記入すること。
- (5) 貯蔵施設内及び入口に掲示の注意事項を厳守のうえ、入退室すること。
- (6) 密封された放射性同位元素で機器に装備されているものは、装備された状態で保管するものとし、シャッター機構のあるものは保管中シャッターを閉止すること。
- (7) PET 装置の校正・機器調整に用いる密封線源は、PETCT 室内の装置及び収納容器内に保管すること。

(事業所内運搬)

第14条 放射性同位元素等又はこれによって汚染された物を、事業所内において運搬する場合には、主任者が認めた所定の容器に封入し、主任者の指示に従い運搬しなければならない。

- 2 放射性同位元素等又はこれによって汚染された物を封入した容器（以下「運搬物」という。）及びこれを積載又は収納した車輛、その他の運搬用具の表面及び表面から1メートル離れた位置における1センチメートル線量当量率は、それぞれ2ミリシーベルト毎時及び100マイクロシーベルト毎時を超えないようにし、かつ運搬物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えないようにしなければならない。
- 3 前2項の規定により放射性同位元素等又はこれによって汚染された物を運搬する者は、運搬物及びこれを運搬する車輛、その他の運搬用具の適当な箇所に所定の標識を取付けなければならない。

(事業所外運搬)

第15条 放射性同位元素等又はこれによって汚染された物を事業所の外に運搬する場合、又は運搬させる場合には、運搬する者又は運搬させようとする者は、所定の用紙に運搬する物の種類、放射性同位元素の数量、運搬の年月日、運搬の方法並びに荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称等、必要事項を記入のうえ、主任者に提出し、その許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を得て運搬する場合、運搬する者は、主任者の指示に従い、防止法第18条の2第1項により必要な措置を講じなければならない。

(廃棄及び保管廃棄)

第16条 直線加速器の故障に伴い発生した放射性汚染物は指定業者（日本アイソトープ協会）に委託廃棄するものとする。委託廃棄までの期間は放射化物保管廃棄設備内にて保管するものとする。

- 2 装置更新等で予め大量の放射化物の発生が予測される場合においては、指定業者との事前の打ち合わせにより速やかに廃棄するものとする。
- 3 放射化物保管廃棄設備に一時的に保管する放射化物は、定期的にその数量を確認し、記録に残すこと。

第5章 測定等の義務

(測定)

第17条 放射線障害が発生するおそれがある場所についての放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、施設区分ごとに当該施設区分の主任者が指定した者（以下「測定者」という。）が、次の各号に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 密封されている放射性同位元素を装備した機器の取扱い施設の測定は、取扱い開始前に1回、取扱い開始後にあつては、6か月を超えない期間ごとに1回行うこと。
 - (2) 3.7 ギガベクレル以下の密封されている放射性同位元素を装備した機器を固定して使用する場合は、放射性同位元素の異常の有無等その状態を放射線測定器により6か月を超えない期間ごとに1回点検するとともに、放射線の量の測定は、取扱い開始前に1回及び線源を取替える都度行うこと。
 - (3) 放射線発生装置の使用施設の測定は、取扱い開始前に1回、取扱い開始後にあつては、6か月を超えない期間ごとに1回行うこと。
- 2 前項の測定結果は、所定の用紙に記録し、主任者はこれを確認のうえ、その記録を5年間保存しなければならない。
 - 3 放射線障害が発生するおそれのある場所に立入った者について、その者の受けた放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況の測定は、施設区分ごとにその主任者の監督のもとに立入った者自身又は測定者が次の各号に掲げるところにより行わなければならない。
 - (1) 放射線の量の測定は外部被ばくによる線量について行うこと。
 - (2) 測定は胸部（女子は腹部とする。ただし、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を学長に書面で申し出た者を除く。）については、1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量とすること。
 - (3) 人体部位を「頭部及びい部」、「胸部及び上腕部」、「腹部及び大たい部」に分けたとき、最大被ばく部位が「胸部及び上腕部」（女子は「腹部及び大たい部」とする。ただし、妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を学長に書面で申し出た者を除く。）以外の場合は、当該部位についても測定すること。
 - (4) 最大被ばく部位が前号に掲げる部位以外の場合は、当該部位についても70マイクロメートル線量当量を測定すること。
 - (5) 前4号に掲げる測定は、管理区域に立入る者について、管理区域に立入っている間継続して行う。ただし、管理区域に一時的に立入る者であつて、放射線業務従事者でないものは、外部被ばくが実効線量について100マイクロシーベルトを超えるおそれのないときはこの限りでない。
 - 4 前項の測定結果は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間（本人の申出等により学長が妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては毎月1日を始期とする1月間とする。）及び4月1日を始期とする1年間について集計し、また、前項の測定結果から、実効線量及び等価線量を当該期間ごとに算定し、それぞれ所定の用紙に記録すること。
 - 5 実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年以降は、当該1年間を含む5年間の累積実効線量を当該期間について、毎年度集計し、次の項目を記録すること。

- イ 集計年月日
- ロ 対象者の氏名
- ハ 集計した者の氏名
- ニ 集計対象期間
- ホ 累積実効線量

- 6 前2項の記録は、主任者がこれを確認のうえ保存し、その記録の写しを記録の都度、その対象者に交付するものとする。
- 7 第2項、第4項及び第5項に規定する測定の記録は、一定期間ごとに安全委員会の検認を受けなければならない。

(健康診断)

第18条 産業医は、第10条第1項及び第4項の規定により放射線業務従事者として登録の申請若しくは登録の更新の申請をした者に対して、初めて管理区域に立ち入る前に、及び管理区域に立ち入った後は6月を超えない期間ごとに健康診断を行わなければならない。

- 2 産業医は、前項に規定するもののほか、放射線業務従事者が次の各号の一に該当するとき又は主任者が必要と認めたときは、主任者の報告に基づき、遅滞なく健康診断を行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素を誤って摂取したとき。
- (2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができないとき。
- (3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染又は汚染されたおそれのあるとき。
- (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのあるとき。

- 3 産業医は、前項の健康診断の記録を保存し、その記録の写しを健康診断の都度、施設の長及び主任者に提出するとともに、その対象者に対して交付するものとする。

- 4 学長は、健康診断の実施の都度、その結果を所定の様式により所轄の労働基準監督署長に提出するものとする。

(教育及び訓練)

第19条 安全委員会は、第10条第1項により、放射線業務従事者として登録の申請をした者に対し、次の表の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に定める時間数以上の教育及び訓練を行わなければならない。但し、項目の一部又は全部について、十分な知識及び技能を有すると安全委員会が認めた者については、当該項目についての教育及び訓練を省略することができる。

項 目	時 間 数
(1) 放射線の人体に与える影響	30 分間
(2) 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い	4 時間
(3) 放射性同位元素及び放射線発生装置による放射線障害の防止に関する法令	1 時間
(4) 医学部附属病院放射線障害予防規程	30 分間

- 2 安全委員会は、登録の更新の申請をした者に対し、教育及び訓練（再教育訓練）を行わなければならない。時間数は、安全委員会が定める。
- 3 主任者は、管理区域に一時的に立入る者に対し、放射線施設において放射線障害が発生することを防止するために必要な教育及び訓練を行わなければならない。
- 4 安全委員会は、第1項及び第2項の教育及び訓練を行った場合、教育及び訓練の内容並びに受講者名等の記録を作成し、保管するものとする。
- 5 安全委員会は、透過写真撮影業務に従事する者に対し、次の表の左欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の右欄に定める時間数の特別の教育を行わなければならない。

項 目	時 間 数
(1) 透過写真の撮影の作業の方法	1 時間30分間
(2) X線装置又はγ線照射装置の構造及び取扱いの方法	1 時間30分間
(3) 電離放射線の生体に与える影響	30 分間
(4) 関係法令	1 時間

（放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者に対する措置）

第20条 放射線障害を受けた者、又は受けたおそれのある者が生じた場合、施設の長は、学長及び安全委員会に報告しなければならない。

- 2 学長は、産業医に対して放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する保健指導を行わせるとともに、施設の長に対して適切な措置をとるよう指示するものとする。
- 3 安全委員会は、第1項の報告があった場合、直ちにその原因を調査し、学長に報告するとともに、施設の長に対して調査結果に基づく指導、助言を行うものとする。
- 4 施設の長は、産業医の意見及び安全委員会の指導、助言に基づいて、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、その程度に応じて管理区域への立入り時間の短縮、立入りの禁止その他必要な措置を講じるとともに、学長及び安全委員会に報告するものとする。

（記帳）

第21条 施設の長は、当該施設区分ごとに放射性同位元素等の受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、施設の点検並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備えなければならない。

- 2 主任者は、帳簿に所定の事項が記載されていることを確認のうえ検印するものとする。
- 3 主任者は、帳簿を毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、閉鎖後、5年間保存しなければならない。
- 4 帳簿の様式は、安全委員会が定める。
- 5 前項の帳簿に記載すべき項目は、別表2に定める。

(定期報告)

第22条 防止法施行規則第39条第3項に基づき、施設の長は、施設の放射線管理状況報告書を毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間について作成し、当該期間の経過後1月以内に安全委員会委員長を経て、学長に提出しなければならない。

- 2 学長は、前項の規定により提出を受けた放射線管理状況報告書を取りまとめて、速やかに原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 3 防止法施行規則第39条第4項に基づき、施設の長は、同条同項に規定する特定放射性同位元素（以下「特定放射性同位元素」という。）の輸入、受入れ又は払出しを行ったときは、特定放射性同位元素の受入れ等に係る報告書を、また防止法施行規則第39条第5項に基づき、廃棄を行ったときは、特定放射性同位元素の変更等に係る報告書を作成し、速やかに安全委員会委員長を経て、学長に提出しなければならない。
- 4 学長は、前項の規定により提出を受けた特定放射性同位元素の受入れ等に係る報告書を輸入、受入れ、払出し又は廃棄を行った日から15日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。
- 5 防止法施行規則第39条第5項に基づき、施設の長は、第3項の規定により提出した特定放射性同位元素の内容を変更したとき又は当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなったときは、その旨及び当該放射性同位元素の内容について特定放射性同位元素の変更等に係る報告書を作成し、速やかに安全委員会委員長を経て、学長に提出しなければならない。
- 6 学長は、前項の規定により提出を受けた特定放射性同位元素の変更等に係る報告書の変更を行った日から15日以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。なお、一連の行為として受入れ又は払出しを行ったときは、第3項の報告を併せて行うことができるものとする。
- 7 防止法施行規則第39条第6項に基づき、施設の長は、特定放射性同位元素の所持に係る報告書を毎年3月31日に所持している特定放射性同位元素について作成し、安全委員会委員長を経て、学長に提出しなければならない。
- 8 学長は、前項の規定により提出を受けた特定放射性同位元素の所持に係る報告書同日の翌日から起算して3月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

(盗難、紛失等の予防措置)

第23条 施設の長は、放射性同位元素の盗難、紛失等の予防のため、施設区分における

管理体制の整備，充実を図り，必要に応じて次の各号に掲げる予防措置を講じなければならぬ。

- (1) 照明装置の設置又は活用
- (2) 警報装置の設置又は活用
- (3) 終業時の保管状況の確認
- (4) 勤務時間外における使用の規制及び巡視
- (5) 発注，出納等方法の厳守
- (6) 貯蔵，保管等方法の厳守
- (7) 運搬等方法の厳守
- (8) その他盗難，紛失予防上必要な措置

(事故時の措置及び報告)

第24条 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は，直ちに当該施設区分の主任者に通報しなければならない。ただし，第1項第3号に掲げる場合は，直接安全委員会委員長に通報するものとする。

- (1) 放射性同位元素等の盗難又は，所在不明が生じた場合
- (2) 管理区域に立ち入った者が，次に掲げる場合のように異常に被ばくし，又は被ばくしたおそれのある場合
 - イ 放射線業務従業者が，実効線量限度若しくは等価線量限度を超えて被ばくし，又は被ばくしたおそれのある場合
 - ロ 一時的に立ち入る者が被ばくし，又は被ばくしたおそれのある場合
- (3) 前各号のほか放射線による事故が発生し，又は発生したおそれがある場合

2 主任者は，前項（第3号を除く。）の通報があったとき，又は自ら前項に掲げる事態を発見したときは，直ちに施設の長に連絡しなければならない。

3 施設の長は，主任者をして極力原因の調査に努めさせ，応急の措置を講じさせるとともに，直ちに学長及び安全委員会委員長に報告しなければならない。

4 第1項第3号により通報を受けたときは，安全委員会委員長は，関係者から事情を聴取し，適切な措置を講じるとともに，直ちに学長に報告しなければならない。

5 学長は，前2項の報告を受けたときは，その旨を直ちに，又その状況及びそれに対する措置については10日以内に，それぞれ原子力規制委員会及び所轄の労働基準監督署長に報告するとともに，警察署に届け出るものとする。

(危険時の措置)

第25条 地震，火災，風水害等が起こったことにより，放射性同位元素等を使用する施設等において，放射線障害が発生した場合，若しくは発生するおそれのある場合（以下「災害時の事態」という。）においては，次の各号並びに主任者が指示する事項により措置しなければならない。

- (1) 災害等の事態を発見した者は，直ちに当該施設区分の主任者に通報するものとする

る。

- (2) 主任者は、前号の通報のあったとき、又は自ら災害時の事態を発見したときは、速やかに施設の長に通報しなければならない。
- (3) 施設の長は、主任者をして、防止法施行規則第 29 条第 1 項に基づく応急の措置を講じさせるとともに、同条第 3 項に規定する事項について、学長及び安全委員会委員長に通報するものとする。
- (4) 学長は、前号の通報を受けたとき、状況を判断し、直ちに所轄の消防署、警察署へ通報するとともに、遅滞なく原子力規制委員会に届け出るとともに、所轄の労働基準監督署長に報告するものとする。

(地震等の災害時における措置)

第26条 施設の長及び主任者は、地震、火災等の災害が起こった場合には、施設等の点検を行い、施設の長にあつては、その結果を学長に報告しなければならない。ただし、地震時においては、震度4以上を目安に点検を行うものとする。

2 前項の点検は、第8条第2項に規定する別表の点検項目に準じて行うものとする。

第6章 雑 則

(具申事項)

第27条 施設の長は、放射線業務従事者が主任者の命令等を受けたものにもかかわらず、この規程の定めるところに著しく違反し、又は違反するおそれがある場合は、安全委員会に報告するものとする。

2 安全委員会は、前項の報告を受けた場合、必要があると認めるときは、学長に対しその放射線業務従事者の放射線作業の制限、禁止等の措置について具申するものとする。

3 施設の長は、その放射線施設において放射線障害の生じるおそれがあるとき、安全委員会に報告するものとする。

4 安全委員会は、前項の報告を受けた場合、必要があると認めるときは、学長に対し当該施設への立入禁止、閉鎖等の措置について具申するものとする。

(実施規程)

第28条 この規程に定める事項の実施に関し必要な事項は、安全委員会の議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年12月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年9月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年1月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年12月17日から施行する。

別表1 点検項目（第8条関係）

1 位置等
ア 地崩れ及び浸水のおそれのないこと。
2 周囲の状況
ア 事業所境界及び事業所内居住区域に変更がないこと。
3 主要構造部等
ア 施設基準を充たす耐火構造又は不燃材料造りになっていること。
4 シャーペイ等
(1) 施設内の人が常時立ち入る場所及び管理区域の境界
ア シャーペイ物の破損及び欠落がないこと。
イ 線量が限度値以下であること。
(2) 事業所の境界及び事業所内の人が居住する区域
ア シャーペイ物の破損及び欠落がないこと。
イ 線量が限度値以下であること。
5 管理区域の区画
ア さく等が設けられている場合は、破損等がないこと。
イ 通常利用していない出入口等がある場合は、施錠されていること。
6 標識
ア 放射線施設及び管理区域の境界の出入口又はその付近に放射線施設に応じて所定の標識が付されていること。
イ 標識に色あせ、破損等がないこと。
7 注意事項の掲示
ア 放射線施設又は管理区域の目の付きやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項が掲示されていること。
イ 管理組織及び連絡体制について、現状に見合った内容が掲げられていること。
8 建築構造設備及び標識等
ア 放射線管理区域に係る壁等の建築構造が耐火構造で、かつ、破損及び亀裂がないこと。
イ 放射線管理区域に係る室の出入口扉が特定防火設備防火戸で正常に動作し、かつ、接合部に間隙がないこと。
ウ イに示す扉が、停電等の緊急時の場合においては、手動で開閉できること。
エ 放射線管理区域に係る標識が承認された所定の位置にあり、かつ、適正に表示されていること。
オ 人がみだりに立ち入ることがないようにするための施錠できる設備が整備され、かつ、必要な注意事項が掲示されていること。
9 密封放射性同位元素使用装置及び測定器校正用密封放射線源
ア 治療用放射性同位元素の動作及び格納に支障がないこと。

<p>イ 密封放射性同位元素装備機器からの漏洩放射線量が限度値以下であること。</p> <p>ウ 密封放射性同位元素使用装置に係るインターロック及び自動表示装置が確実に作動すること。</p> <p>エ 測定器校正用密封放射線源が貯蔵箱及び貯蔵容器に収納され、かつ、その存在が確認できること。</p> <p>オ 測定器校正用密封放射線源の貯蔵箱及び貯蔵容器に所定の標識が付されていること。</p>
<p>10 放射線発生装置</p> <p>ア 放射線発生装置に係るインターロック及び自動表示装置が確実に作動すること。</p> <p>イ 漏洩中性子線のしゃへい対策が整備されていること。</p> <p>ウ 放射線発生装置を正常に作動させるために、空調等の設備が整備されていること。</p>
<p>11 放射線量管理用測定器</p> <p>ア 放射線量管理用測定器が校正され、正常に作動すること。</p>

別表2 (第21条関係)

(受入れの帳簿)

- (1) 放射性同位元素の種類及び数量
- (2) 放射性同位元素を受入れた年月日及びその相手方の氏名又は名称
- (3) 放射性同位元素の受入れに従事する者の氏名

(払出しの帳簿)

- (1) 放射性同位元素の種類及び数量
- (2) 放射性同位元素を払出した年月日及びその相手方の氏名又は名称
- (3) 放射性同位元素の払出しに従事する者の氏名

(使用の帳簿)

- (1) 放射性同位元素の種類及び数量
- (2) 放射線発生装置の種類
- (3) 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所
- (4) 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用者の氏名

(保管の帳簿)

- (1) 放射性同位元素の種類及び数量
- (2) 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- (3) 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(運搬の帳簿)

- (1) 放射性同位元素等の運搬の年月日及び運搬の方法
- (2) 荷受人又は荷送人の氏名又は名称及び運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(放射性汚染物(放射化物)の保管廃棄の帳簿)

- (1) 放射性同位元素の種類・数量及び線量率(学会標準による推定)
- (2) 放射性汚染物(放射化物)の保管廃棄の年月日, 種類及び個数
- (3) 保管廃棄状況の確認
- (4) 放射性汚染物(放射化物)の廃棄及び確認に従事する者の氏名

(施設の点検の記録)

- (1) 施設の点検の実施年月日, 結果及びこれに伴う措置の内容
- (2) 点検を行った者の氏名

(教育及び訓練の記録)

- (1) 教育及び訓練の実施年月日, 項目及び時間数
- (2) 教育及び訓練を受けた者の氏名